

和泉市障がい者差別解消支援地域協議会の設置について

1. 目的

差別解消及び差別解消に資する施策の推進

2. 位置づけ

○差別解消法第17条に基づく地域協議会

○障がい者施策推進協議会の関連組織

3. 所掌事項

○差別事案への個別対応

○差別解消に向けた体制の整備

○差別解消に関する普及及び理解促進

○障がい者施策推進協議会への報告

○その他差別解消の推進に関する事項

4. 運営

障がい福祉課を事務局とする。会議：年1～2回程度。

必要に応じて事例検討部会を設置する。

【事例検討部会】

①実際の事例の対応方針等の検討

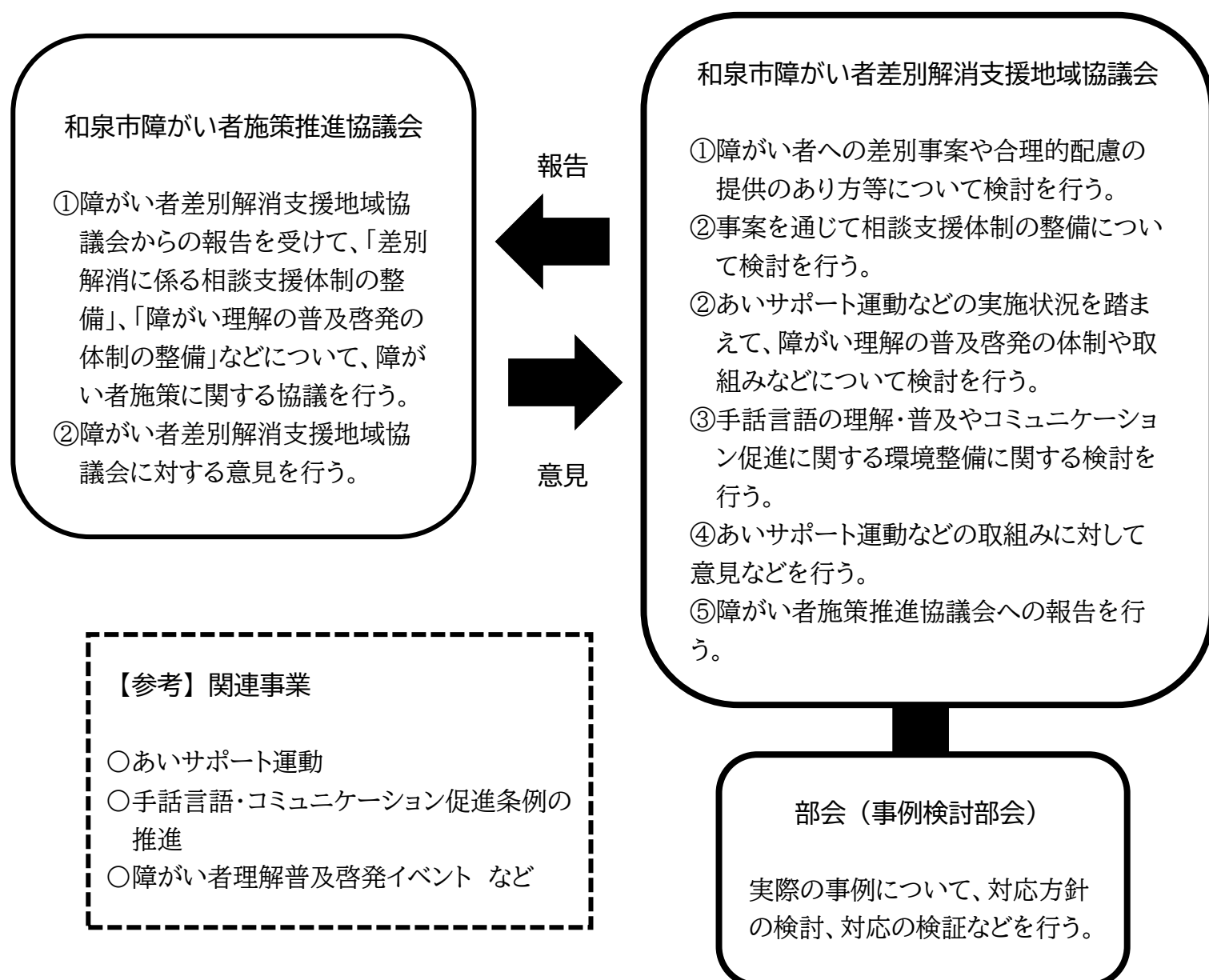
②実際の事例の対応の事後検証を実施

5. 構成（案）

	役割	期待すること
当事者団体	当事者の立場での意見	〔相談対応〕 事案発生時、第三者として当事者の立場からの意見 〔普及啓発〕 差別解消の普及啓発活動の実施
人権男女参画室	差別解消の普及啓発 人権問題の相談窓口	〔相談対応〕 差別事案の対応のノウハウの教授 〔普及啓発〕 差別解消の普及啓発
くらしサポート課	事業者への普及啓発	〔相談対応〕 事案発生時の協働 〔普及啓発〕 事業者への差別解消の普及啓発
産業振興室 商工観光担当商工 グループ	事業者への普及啓発	〔普及啓発〕 事業者への差別解消の普及啓発

社会福祉法人和泉市 社会福祉協議会	差別解消の普及啓発 (あいサポート運動等 を通じて)	〔普及啓発〕 地域への差別解消の普及啓発 障がい者差別のない地域づくり
NPO法人チャレン ジド・ネットいずみ	差別解消の普及啓発 (あいサポート運動等 を通じて)	〔普及啓発〕 差別解消の普及啓発 障がい者差別のない地域づくり
和泉市民生委員児童 委員協議会	差別解消の普及啓発	〔相談対応〕 相談受付時のつなぎ 〔普及啓発〕 地域への差別解消の普及啓発
人権擁護委員	人権問題の相談対応	〔相談対応〕 相談受付時のつなぎ 〔普及啓発〕 差別解消の普及啓発

6. 障がい者施策推進協議会・障がい者差別解消支援地域協議会等の構成イメージ



7. スケジュール(案)

《令和7年度》

4～6月	和泉市障がい者差別解消支援地域協議会設置
7月頃	・構成員を対象とした障がい者差別解消法に関する研修、事例検討 ・障がい者計画の当事者アンケートにおける障がい者差別に関する質問項目の検討 等

《令和8年度》

上半期	アンケート結果も踏まえた和泉市の障がい者差別解消に関する課題と障がい者差別解消にむけた取組みの方向性の整理 等
下半期	障がい者差別解消にむけた取組みプラン作成 等

《令和9年度》

プランの進捗管理・見直し

※事例検討部会は、差別事案発生後等に随時開催を想定